

第6章

避難所運営について

6-1 避難所運営

この章で学ぶこと

- 避難所運営の基本について理解します。

第6章 避難所運営について

6-1 避難所運営

(1) 避難所運営

避難所は、『地域団体・避難者』、『仙台市』、『施設管理者・職員』が協働して運営します。

- ※ 避難所運営に必要な様々な活動を円滑に行うため、避難所では、連合町内会等の地域団体及び避難者、仙台市が派遣する避難所担当職員、施設の管理者や職員からなる『避難所運営委員会』を立ち上げ、組織的な活動を行います。
- ※ 避難所では、そこにいる方全員が世代や性別に関係なくそれぞれの役割を果たすとともに、情報を共有しながら、相互に連携して各種活動を行います。

(2) 避難所運営に関わる組織・人

① 「地域団体」とその役割

連合町内会や町内会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。

地域によって民生委員児童委員や地区社会福祉協議会等も密接に関わるなど、形は様々ですが、仙台市避難所運営マニュアルでは地域団体として記載しています。

特に地震による避難所開設当初においては、円滑に運営を開始するために、地域団体が中心となって運営の各種活動を行います。

② 「避難者」とその役割

避難所に避難される方です。避難者は、おおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、それ以外の方が避難される場合もあります。

避難者は、地域団体等の指示のもと、避難所の各種活動を積極的に行います。また、避難所運営委員会は、時間の経過とともに地域団体中心から避難者中心へと移行し、避難者による自主的な運営を行っていきます。

③ 「避難所担当職員」とその役割

仙台市から避難所に派遣される職員です。市内で震度6弱以上の地震を観測した場合、市が避難情報を発令した場合や、気象庁・宮城県より土砂災害警戒情報が発表された場合などに、各指定避難所へ派遣されます。

避難所担当職員は、避難所内の課題解決に向けて要請や調整を行います。

④ 「施設管理者・職員」とその役割

避難所となる施設の管理者や職員です。避難所内の居住スペースや共有スペースを設置する際に調整や助言を行うなど、施設の活用に関することを中心に運営の支援を行います。

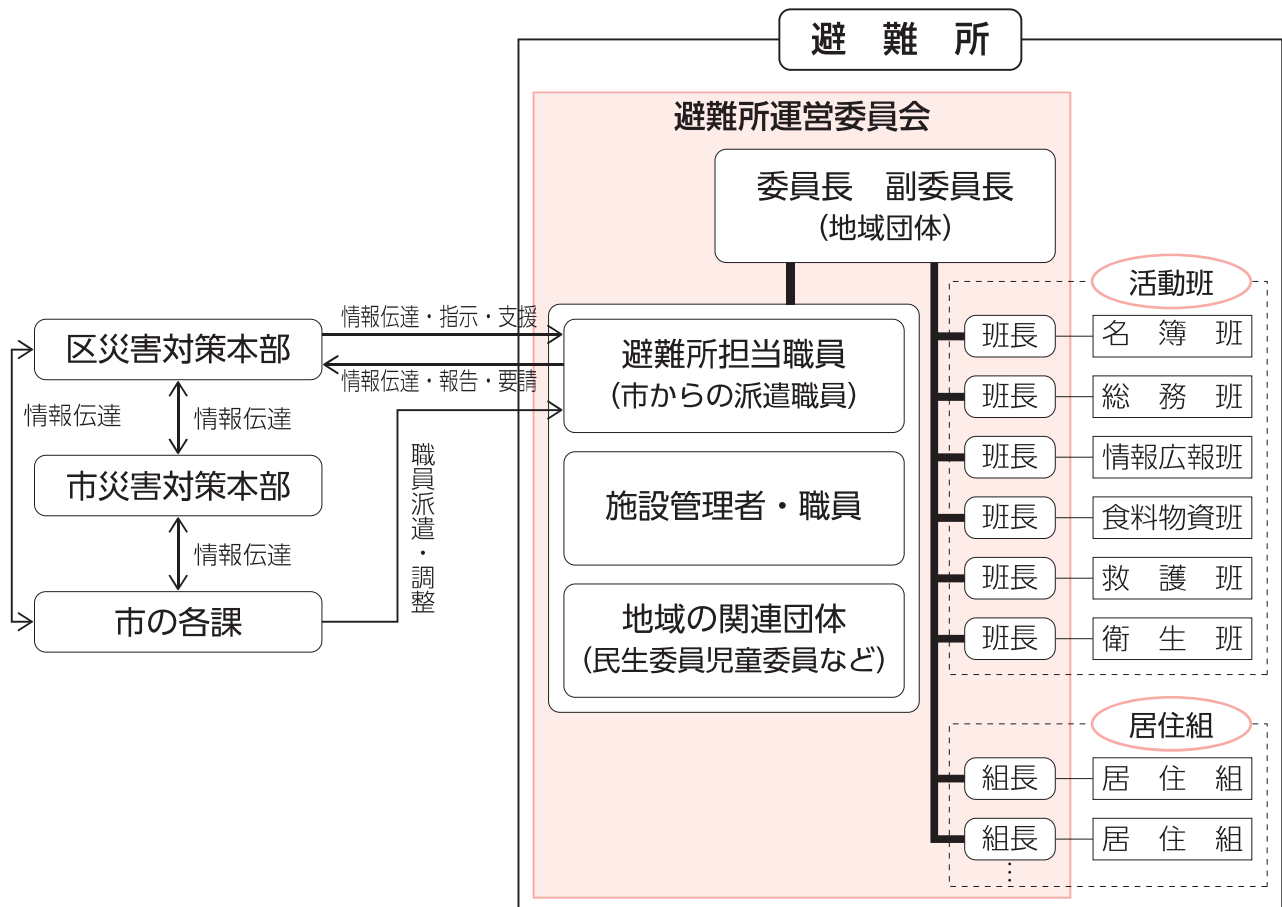
(3) 避難所運営の組織 (避難所運営委員会)

避難所運営委員会は、委員長、副委員長、活動班の班長、居住組の組長に、避難所担当職員、施設管理者・職員、地域の関連団体を加えて構成します。

避難所運営委員は、運営を進める中で避難者の中から選出することが望ましいですが、特に立ち上げ時は、速やかに運営を始められるよう、地域団体が組織力を生かし、それらの役割を担います。

避難者のニーズには男女の違いもあるため、意見が避難所運営に反映されるよう、避難所運営委員には女性も入れて意見の反映を行います。

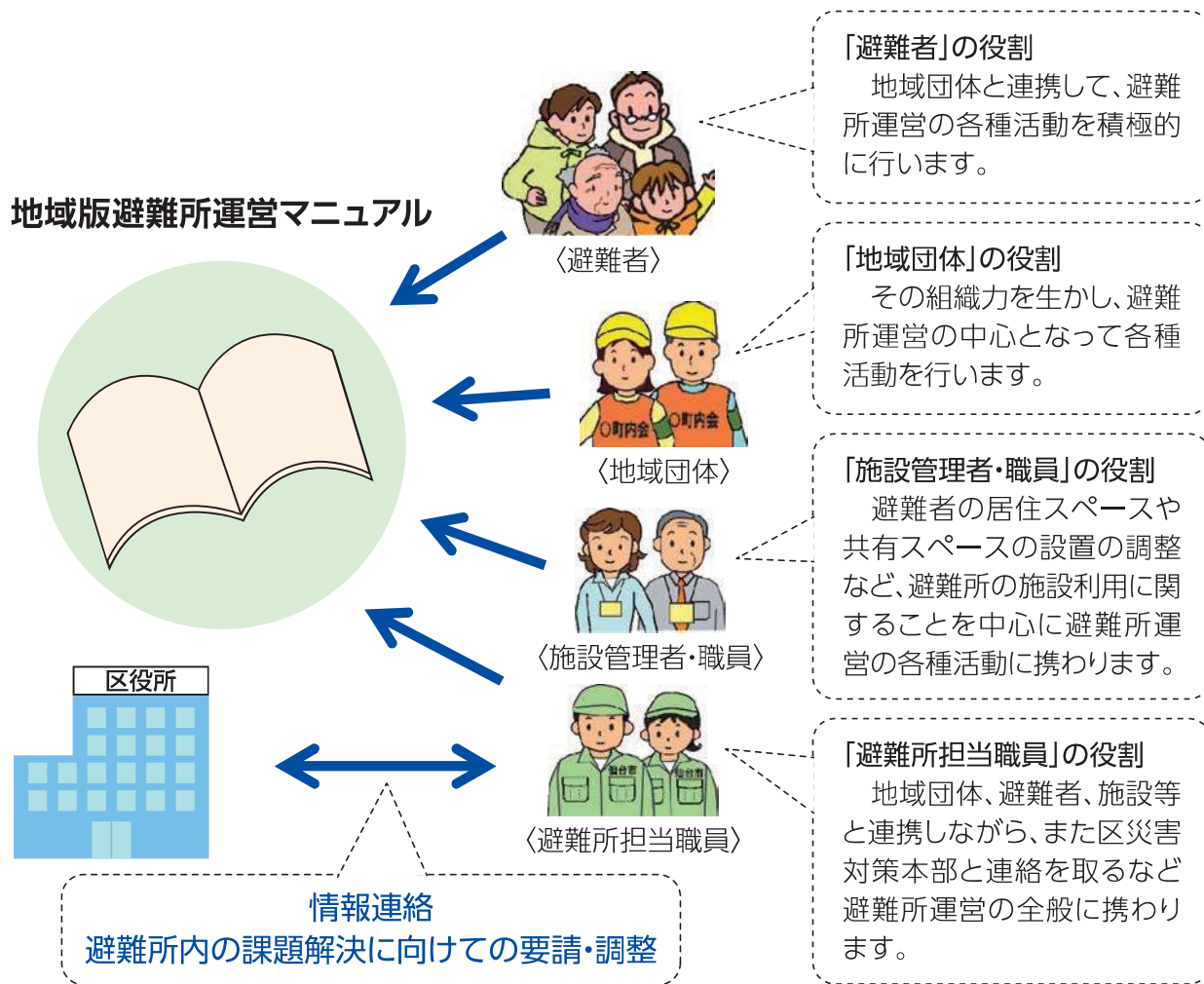
《避難所運営委員会組織図 例》



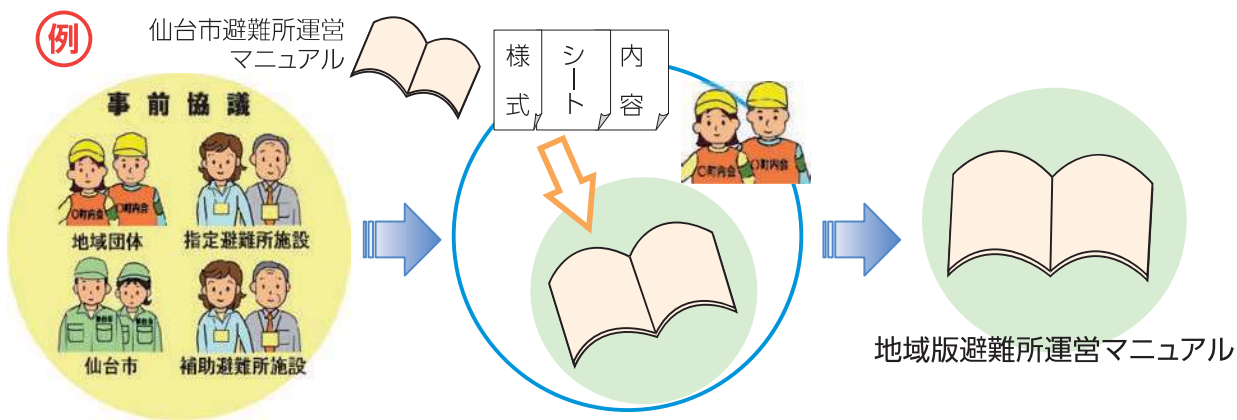
「活動班」とは
 班長を中心に、避難所に必要な活動を実施する班で、地域団体や避難者で編成します。

「居住組」とは
 避難スペースの単位で避難者を編成した組のことで、町内会などを基にして編成します。

避難所運営に関わる組織の人



※地域で話し合って地域版避難所運営マニュアルをつくっておく
※詳しくは、仙台市避難所運営マニュアルをご覧ください。



避難所運営の流れ 一時系列チェックリスト

★ 下表の時間を目安に、避難所の状況に応じて各活動を実施します。(実施したら ^{チェック})

